

岡山県自然環境保全審議会 全体会議（令和3年11月26日）議事録

1 日 時 : 令和3年11月26日（金） 9:30～12:00

2 場 所 : メルパルク岡山 1階「泰平Ⅱ」

3 出席者 :

○委員（五十音順、敬称略）

足立 周子、沖 陽子、奥島 雄一、河内 恵子、小林 秀司、
小見山 節夫、鈴木 茂之、高橋 正徳、田中 利佳、千葉 喬三、
坪木 直文、中村 伸一、西垣 誠、波田 善夫、林 花奈子、福田 佳代、
福田 伸子、丸山 健司、三木 直子、山田 総一郎、横田 寿男
（計21名、欠席3名）

○事務局（県）

環境文化部長、自然環境課長、鳥獣害対策室長、事務局職員

4 議 題

諮問事項1：第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

・事務局説明（自然環境課担当が資料に基づき説明）

（委員）

「第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について」の資料2ページ最後の行に、指定猟法禁止区域の鳥獣の鉛中毒を防ぐための鉛製銃弾による狩猟を禁止している区域とあるが、岡山県の鉛使用について、もう少し詳しく説明いただきたい。

（事務局）

横長の「第13次鳥獣保護管理事業計画書」（素案）の25ページに該当部分がある。

岡山県の場合は、鉛製散弾の使用禁止の箇所は1ヶ所16ヘクタールということで、笠岡市の尾坂池を使用禁止区域として指定している。

国からの要請により、モデル的に各都道府県1ヶ所以上指定するもので、当該要請に基づいて、指定したものである。

（委員）

これ以上県内で広げる計画はないのか。

(事務局)

現在のところ、その計画はない。

(委員)

今回提出された素案の31ページに記述されている現状と課題の中で、カワウの内容が強く取り上げられているように見受けられるが、具体的にどのような対策を実施していくのか、計画には記述しないのか。

(事務局)

カワウの対策について、別途、内水面漁協等と連携した対策協議会を設立しており、その中で被害対策指針を作成し、さまざまな対策に取り組んでいるところである。

具体的な対策として、営巣へのドライアイス、ひも張りによる帰還防止などを実施し、効果があると報告を受けているため、今回の計画で位置づけるのではなく、従来の指針の中で対策を講じていくように考えている。

(委員)

今後も指針に基づいた捕獲や卵の採取などの対策を講じていくと思うが、今回の事業計画との兼ね合いはどうなっているのか。

全く別のものとして考えてよいのか。

(事務局)

本事業計画に基づいて、実際に被害を受けている漁協等が有害鳥獣捕獲を行うが、卵の採取については別ということになる。

(会長)

スケジュールに従って、事務局の方で最終案を作成していただく。

諮問事項1は、継続審議として、次回の審議会に取りまとめることとする。

諮問事項 2 : ツキノワグマ管理計画の策定について

- ・事務局説明（自然環境課担当が資料に基づき説明）

（委員）

- ①計画案の4ページの図を見ると、もう既に近畿の個体群や西中国地域の個体群とも繋がり始めており、さらに踏み込んだ広域管理が近未来的に必要なようになってくると思うが、いかがか。
- ②西中国地域個体群と東中国地域個体群の遺伝的な組成の違いの調査などの予定はあるのか。
- ③推定生息頭数にあまり振り回されないよう、むしろ、被害件数、出没件数、捕獲個体の栄養状態の調査を行い、個体群の状態が良好かどうかを判断していく方が実質的ではないか。

（事務局）

- ①西中国地域個体群については、広島県と山口県と島根県が3県統一で一つの保護計画を策定している。現在、オブザーバー参加させてもらっており、情報収集、情報交換により西中国地域個体群も注視していく。近畿北部に関しては、鳥取、兵庫、岡山に加え、京都も含めた広域協議会を設置しているので、その中で情報収集して対応していく。
- ②遺伝的な調査の検討をしている近隣の県の情報では、かなりの年数とデータが必要とのことで、予算規模が非常に大きいと聞いており、将来的な課題として、まずは先行県の情報を参考にしたいと考えている。
- ③クマの生息数は、あくまで推定だが、行政として何かを目安に対応する必要があり、計画案22ページの新旧対照表の、国が示した地域個体群の基準を踏まえてゾーニング管理していく方針で、先行して管理計画を策定している兵庫県の例を参考にしている。

（委員）

最近、技術が日進月歩で、DNA配列して比較するものが、安価になっている。多分、予算はそんなにかからずに出来ると思う。

（事務局）

誤解があったかも知れない。かなりのサンプル数を何年もかけて集めて行わなければならないと聞いているので、そのあたりはいかがか。

(委員)

割と簡易な推定方法ができ始めているので、仕事として請け負ってやるという意味合いなら別だが、隣の地域個体群とどのくらい違いそうかを見る程度で、目安をつける程度なら、そんなに例数はいららないと思う。

(事務局)

委員のご発言も踏まえ、研究してまいりたい。

(委員)

計画案の新旧対照表10ページに記載している、目標を達成するための施策の基本的な考え方で、ゾーニング管理を打ち出しており、非常にいい考え方だと思うが、人の生活圏とクマの生息域とのすみ分けを明確にしているのは人間で、クマは、そういう感覚ではない。

木の実が不作の年とか、自分の食べ物が少なくなれば、どうしても人に近いところに来る、その際一番被害に遭うのは緩衝地帯ではないか。農業者にとっての施策もきっちりとする必要がある。

単に人身被害だけでなく、生活そのものへの被害も補償するような形でないと皆さんの協力を得られないと思うが、何か考えているか。

(事務局)

緩衝地帯における農業者等の被害への対策について、これまでも追い払いや、不要果樹の伐採、トタン巻きなどの対策をしていたところだが、もっと強化していくなどで対応していきたい。

(委員)

今回の計画策定、密度管理とか、頭数管理のところは兵庫県を参考にしているとのことだが、先行して管理を取り入れている兵庫県の方で管理計画の効果の程は、どのようなものか。

(事務局)

兵庫県も、この年度末で、計画が終了する。

計画策定の最中なので、評価の情報はまだ得ておらず、計画期間満了に向けての評価がこれからされると思うので、情報を収集して参考にしたい。

(委員)

まだ、頭数管理を取り入れてから、取り入れる前との被害状況とか、傾向がどう違うとか、評価というのは、まだなされていないので分からないということか。

(事務局)

兵庫県も、現在の期が初めての管理計画なので、計画に対応しながら改善していくという段階ではないかと思う。

(委員)

また分かれば教えて欲しい。

(委員)

- ①計画案10ページの「8 目標を達成するための施策の基本的な考え方」の、狩猟による捕獲だが、東中国地域個体群の推定生息数に応じて定めると書かれているが、東中国地域個体群と西中国地域個体群がどんどん近づいて、そのうち繋がってしまうんじゃないかと懸念が示されている中で、東中国地域個体群をベースに上限を決めて、東中国地域個体群のみで狩猟捕獲をすることが現実的なのかどうか。
- ②計画が5年間ということだが、その間、仮に生息域がどんどん変わっていったとして、それに対してどのように対応できるのか、柔軟性を含ませた方がいいのではないか。

(事務局)

- ①西中国地域個体群の広島、島根、山口の3県は、既に1つの計画として策定して対応している。東中国地域個体群において、鳥取県と岡山県に関しては、東中国地域個体群で管理していくという方針を立てており、西中国地域個体群の影響も注視しつつ、東中国地域個体群での数字で対応していく。
- ②今後、クマの生息域がどんどん拡大していく可能性も踏まえ5年間、硬直的にこのままやっていくことはなく、計画案3ページの計画期間のところに、計画期間内であっても生息状況または社会状況等に大きな変動が生じた場合には必要に応じて見直しを行うと記載しており、見直す必要が生じたときは、しっかりと柔軟に対応していきたい。

(委員)

クマの出没情報が寄せられたときに専門指導員によるチームで対応するということだが、専門指導員は、何人ぐらい、どういう方がおられるのか。

(事務局)

特定鳥獣専門指導員は、5名で、出没件数が多い勝英地域に3名、それから、津山に1名、新見に1名配置している。

会計年度任用職員であり、勤務されている方の大半は自衛隊OBの方である。危険な業務でもあり、かなり訓練を積まれた方に従事してもらっている。

(委員)

ツキノワグマについても見識を持っておられる方か。

(事務局)

特別な見識を持っているわけではないが、現場対応の経験を積みながらスキルアップしているという現状である。

(会長)

参考になる御意見をたくさん出していただいた。

意見を元にスケジュールに従って事務局で最終的な案を作成していただく。

諮問事項2は継続審議とし、最終的な取りまとめは次の審議会で行うことをご了解いただきたい。

諮問事項 3 : ニホンジカ管理計画の策定について

諮問事項 4 : イノシシ管理計画の策定について

諮問事項 5 : ニホンザル管理計画の策定について

- ・事務局説明（鳥獣害対策室担当が資料に基づき説明）

（委員）

提出された資料の 5 ページに記載しているシカとイノシシの推定生息数の中央値では、令和元年度に向けて減少傾向という結果になっている。

しかし、イノシシ管理計画の 6 ページに記載している集落アンケート調査結果によると、県内全域で増加傾向であると見受けられる。この差異はなぜ生じているのか。

（事務局）

推定生息数の数値については、環境省も含め全国的に活用している手法による客観的なものである。

一方で、客観的な数値とは矛盾するが、地域住民の意見も重要であると考えているため、県内に約 5000 カ所ある農業集落を中心に実施した主観的なモニタリング結果も、管理計画に記載しているところである。

選択式アンケートであるため、地域住民がどのような感覚で増えたと回答しているのか、分析できないが、増えたと実感している方が多いのは事実である。

生息数は減少しているが、生息分布域は拡大しているのではないかと考えられ、その結果差異が生じていると思われる。

このようなことから、新たな管理計画では、県内全域で捕獲を行い、地域全体の意見でも被害が軽減したと表れるよう取り組んでいかなければならないと考える。

（委員）

これらの差異については、本審議会でも議論したとあえて質問させていただいた。

（委員）

直接この問題と関わりがあるか分からないが、県北の山間部に行くと、かなりの太陽光パネルが増えていたり、地元の猟師と話をした際に、シカの行動が今までと違うとか、秋頃に子鹿が獲れた、お産の時期が変わってきているのではといった話を聞いた。

太陽光のパネルの影響により、シカの生育場所が減って、人の居るところに来ているのではないか。

(事務局)

太陽光パネルの設置で、山の面積が減れば、シカの居住区域が減るということもあると思うが、それだけの要因ではないと考える。

岡山県全体の広い中で、シカが増えているか減っているか色々な議論もあると思うが、太陽光パネルの設置も影響があるかどうか、一概には言えない部分である。

出産の話もあったが、例えばシカよりはイノシシに顕著だが、幼獣を獲ってしまうと、それを補填するために再び出産してしまうような場合もあり、しっかりとしたタイミングで、プロフェッショナルの猟師や、地域で被害を受けている方の要望に基づいて捕獲を適切にやっていくことで計画を進めていきたい。

(委員)

シカの生息数推定について、具体的にどのようなデータを使用しているのか。また、糞塊密度調査の具体的な方法について教えてほしい。

(事務局)

推定方法は、階層ベイズ法という統計手法である。

使用したデータについては、シカ管理計画素案の3ページに記載しており、捕獲数、糞塊密度、目撃効率等である。

糞塊密度調査の方法については、外部機関に委託しており、実際にフィールドに出て調査してもらっている。

(委員)

ニホンジカやイノシシでは、適切なモニタリングができていると見受けられるので、クマも実施してはどうか。

クマの生息は、基本的には天然林に依存する。岡山、兵庫、鳥取の天然林面積の割合は異なるので、同じ条件ではないが、人工林、植林地、人家周辺の柿の木など複雑な要素が色々あるので、必ずしも推定がうまく出来ないわけではない。

ニホンザルの捕獲頭数については記載しているが、クマと同じく捕獲個体調査を実施してはどうか。

体重を見れば健康状態が、歯並びを見れば年齢が判別できるので、よろしくお願いしたい。

(事務局)

個体群の調査については、農林業被害対策の観点から、駆除に向けたデータとして実施しているところである。

捕獲個体調査については、その要素となるか、調査委託先に確認しながら、研究してまいりたい。

(委員)

シカによる森林被害を調査しており、最近、西栗倉村の原生林や新庄村の森林公園、新見市の国有林などで、影響が顕在化してきていると感じる。

種から発芽した樹木が大きくなる前に食害を受けており、広葉樹のナラに関してはナラ枯れと相まって被害が大きくなると思われ、危惧しているところである。

生息数が減少し、生息分布域が拡大しているとの話であったが、今後の状況によっては、局所的に集中して捕獲するなど、検討してほしい。

(事務局)

シカの場合は生息分布域が県内でも分かれており、森林関係部署とも連携し、情報共有しているところである。

被害が発生しているエリアを集中的に捕獲すると、被害が出ていないエリアに移動するなど、他の事態の発生が考えられる。

県内全域で捕獲し、全体として生息数を減少させていかなければ、結局どこかで被害が出てしまうため、今後も捕獲と防護の総合的な対策として対応してまいりたい。

(委員)

しっかりと対策を実施していかないと、国や県が推進している広葉樹の活用事業も継続が難しくなること等が考えられるので、ぜひお願いしたい。

(会長)

諮問事項の3から5については、意見を参考にして事務局で最終案を作成していただきたい。したがって、この審議は継続審議として、最終案は次回の審議会であらためて取りまとめたいと思うので、よろしくお願いしたい。

その他(全体を通じて質疑応答)

(会長)

全体にわたり御意見があればお願いしたい。

(委員)

管理計画を推進する上で、関係機関との体制やその機能について、具体的に教えてほしい。

(事務局)

第13次鳥獣保護管理事業計画の32ページの体制について、傷病鳥獣保護センターに関しては、次期計画で、特段に体制の充実を図る予定はなく、従来どおり、池田動物園と県自然保護センターに傷病鳥獣センターを設けて対応していくことで考えている。

クマに関しては、専門指導員と市町村が連携して対応しており、市町村においては、迅速な対応を行っていただくための権限移譲を進めている。

今、美作市、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町に権限委譲しており、そうした体制で進めていくことにしている。

(事務局)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの有害捕獲許可について、農林水産省が取り扱っている鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村へ権限を移譲している。

捕獲の実行主体である市町村は被害防止計画を策定しており、管理計画ではそれとの整合性を図りながら、市町村や捕獲者が広域的な活動を実施できるよう情報提供を行っていく。

(委員)

ツキノワグマにGPSを装着して、頭数や行動を調査してはどうか。

他に、クマのエサとなる、ナラとか木の実が豊作でないとか、ドローンの活用などで、人が現地に行かなくても、状況が分かるような方法も使い、クマが町に出てくる可能性があるかどうかなども調べるのはどうか。

岡山でも、これからクマがどんどん増えていった場合にどうするかということまで考えて、予算取りしてGPSの装着をお願いしたい。

こうした意見や質問を事務局にメールすればよいか。

今日、意見があまり浮かばなくて、後日浮かんだときにメールするのは可能か。

(事務局)

今日限られた時間で、聞き尽くせなかった、言い尽くせなかった委員もいらっしやるかも知れないので、後日にメールという形でも構わない。

12月17日から1ヶ月間、パブリックコメントを予定している。

その期限が1月16日なので、その範囲内のリミットでお願いできればと思います。

パブコメを利用していただいても、事務局にメールをいただく形でも構わないので、よろしく願いしたい。

(会長)

もし他に無いようなら、これで全体会議を閉会する。

ご協力ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様にはご審議をいただき、ありがとうございました。

本日頂戴しましたご意見、12月17日から実施予定のパブリックコメント、など様々な御意見を踏まえて、次回の審議会は2月に開催させていただきたいと考えている。

会長とも相談のうえ、あらためてご案内をさせていただく。

お気をつけてお帰りください。